

平成 29 年 3 月 1 日制定
令和 4 年 3 月 15 日改定
令和 5 年 9 月 5 日改定

学校法人 東京女子医科大学利益相反マネジメントポリシー

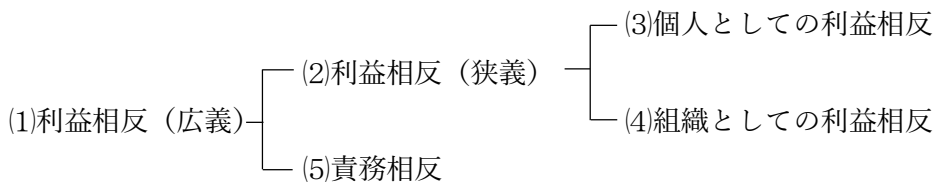
1. 制定の目的

創立者 吉岡彌生の『至誠と愛』の理念を礎にして、患者のための医学の発展に加え、大学の使命である教育・研究の成果を社会に還元するためには、民間企業・国・地方公共団体との産学官連携活動を積極的に推進する必要がある。この目的を達成するために、利益相反マネジメントポリシーをここに制定する。

2. 基本方針

- (1) 産学官連携活動を積極的に推進し、その成果を社会に還元する。
- (2) 社会への説明責任を果たすことで産学官連携活動の透明性・客観性を堅持し、本来あるべき私立大学としての社会的信頼と公益性を確保する。
- (3) 利益相反マネジメント体制を整備し、教職員等の教育・研究における自主性を最大限尊重する。

3. 利益相反の定義



- (1) 広義の利益相反とは、狭義の利益相反と責務相反を含む概念をいう。
- (2) 狭義の利益相反とは、教職員等または大学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、株式取得等）と、教育・研究という大学における責任が相反している状況をいう。
- (3) 個人としての利益相反とは、狭義の利益相反のうち教職員等個人が産学官連携活動に伴って得る利益と、教職員等個人の大学における責任が相反している状況をいう。
- (4) 組織としての利益相反とは、狭義の利益相反のうち、産学官連携活動において大学が得る利益と、大学組織としての社会的責任が相反している状況をいう。
- (5) 責務相反とは、教職員等が兼業活動に従事している企業・組織に対する職務遂行責任と大学に対する職務遂行責任が相反している状況をいう。

4. 利益相反マネジメントの対象者

研究に関わる全ての教職員（後期臨床研修医を含む）

5. 利益相反マネジメントの体制

(1) 研究活動に係る利益相反マネジメント委員会

委員会は、学長が指名する 10 名程度の者を以って組織し、委員の中に法律の専門家と学外者それぞれ 1 名を含む。

(2) 利益相反相談窓口

「研究活動に係る利益相反マネジメント委員会」の会務とともに研究推進センターが行う。

専門的見地から相談に応えるためのアドバイザーは、適宜必要に応じて外部に委嘱する。

6. 学内倫理委員会等との関係

利益相反が問題となる場合、研究活動に係る利益相反マネジメント委員会の承認が倫理委員会における承認の必要条件となるため、両委員会は密に連携する。

知的資産を管理・運用する視点から、知的資産マネジメント委員会とも必要に応じて連携する。

7. 学内における職員、学生への啓発・教育

研究活動に係る利益相反マネジメント委員会および会務担当である研究推進センターが、講習会、学内イントラネット等により啓発・教育を行う。

8. 学外への公表

社会への説明責任、本来あるべき私立大学としての社会的信頼と公益性を重んじて、必要と認める範囲で公表する。

以上